

議案第48号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年 4月30日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年4月30日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人に	第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人に

ついて6,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別
平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割
額は、1世帯について5,000円とす
る。

第8条～第12条 略

(国民健康保険税の減額)

第13条 次の各号の1に掲げる国民健康
保険税の納税義務者に対して課する国民
健康保険税の額は、第2条第2項本文の
基礎課税額からア及びイに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額が53
万円を超える場合には、53万円)並びに
同条第3項本文の介護納付金課税額から
ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当
該減額して得た額が7万円を超える場
合には、7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する

総所得金額及び山林所得金額の合算額
が、法第314条の2第2項に規定する
金額を超えない世帯に係る納税義務者
ア 略
イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被
保険者均等割額 介護納付金課税被
保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)

1人について 4,550円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世

ついて7,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別
平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割
額は、1世帯について6,000円とす
る。

第8条～第12条 略

(国民健康保険税の減額)

第13条 次の各号の1に掲げる国民健康
保険税の納税義務者に対して課する国民
健康保険税の額は、第2条第2項本文の
基礎課税額からア及びイに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額が53
万円を超える場合には、53万円)並びに
同条第3項本文の介護納付金課税額から
ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当
該減額して得た額が7万円を超える場
合には、7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する

総所得金額及び山林所得金額の合算額
が、法第314条の2第2項に規定する
金額を超えない世帯に係る納税義務者
ア 略
イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被
保険者均等割額 介護納付金課税被
保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)

1人について 5,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世

帯別平等割額

1世帯について 3,500円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する世帯を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,250円

- エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 2,500円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被

帯別平等割額

1世帯について 4,200円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する世帯を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,750円

- エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,000円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被

<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>1,300円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</p> <p>1世帯について <u>1,000円</u></p>	<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>1,500円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</p> <p>1世帯について <u>1,200円</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。